子ども手当の支給について

月までの間、これまでと同じ月額 1万3千円が引き続き支給されま 「子ども手当」は、 平成23年9

となることがあります。 手続きの必要はありません。ただ なる子どもの数に変更がない方は、 既に受給していて、支給対象と 10月に届出・申請などが必要



子ども手当の目的

法律によって定められています。 この目的のために使途することを 当は子どもの保育料、給食費など、 るために支給される手当です。手 う子どもの健やかな育ちを支援す 子ども手当は、次代の社会を担

▼支給対象者

での子どもを養育している方 中学校修了前 (中学3年生) ま

子ども1人につき 支給額 (平成23年9月分まで)

月額1万3千円

次回 支給時期 10月(6月分~9月分)

*出生や転入などの場合は手続き が必要です

お問い合わせください。 た場合も手続きが必要です。 す。また、受給者が公務員になっ 勤務先)での申請手続きが必要で 場合は、役場窓口(公務員の方は 子ども手当の対象人数が変わった 新たに受給資格が生じた場合や、 必要書類については、窓口まで 出生や黒潮町への転入により、

注意!

ご注意ください。 当が受給できなくなりますので、 きが遅れますと、遅れた月分の手 月分からの支給になります。手続 子ども手当は、 申請のあった翌

現況届について

必要ありません。 平成23年6月の現況届の提出は

寄附について

月の前月の20日までに役場窓口に 申し出てください。 ために寄附することができます。 黒潮町の子育て支援事業に生かす 子ども手当の全部または一部を、 寄附をご希望の方は、手当支給

> ※この記事は6月時点での法律に ります。 基づき作成しています。以降に 法律が改正などされる場合があ

体長等の制限

殼長13cm以下

殼長 3cm以下

殼長 9cm以下

(16)

問 本庁 住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎43-2800(直通)

☎55-3701(直通

密漁は犯罪です!

られています。 のように採捕禁止期間などが定め 高知県漁業調整規則により、下表 貴重な水産資源をまもるため

称

が適用されます。 もしくは、「10万円以下の罰金 違反者は「6カ月以下の懲役

名

いせえび

あわび

さざえ

ふのり

あらめ

てんぐさ類

とこぶし・あなご



警察署と合同で海岸をパトロール

◆地域の皆さまにお願い

ば不法行為をやめることになりま 購入せず、警察に通報するなどの すので、密漁品と思われるものは 密猟者たちは、買い手がなけれ

ご協力をお願いします。 佐賀支所 海洋森林課 水産振興係 ☎55-3115(直

問

※「禁止期間外」であっても、漁業協同組合員でなければ採捕できません。

止

5月1日~9月15日

禁

9月1日

10月1日

10月1日

期

間

翌年3月31日

翌年3月31日

翌年3月31日

翌年6月30F

~ 翌年2月末日